

## ○古賀市議会災害対応要綱

平成27年3月31日

議会告示第1号

### (目的)

第1条 この要綱は、市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、議員が古賀市災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）又は古賀市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、議員が適切かつ迅速に対応するために必要な事項を定めることにより、市の災害対策を側面から支援し、もって市民の安全の確保及び早期の復旧又は復興に資することを目的とする。

### (第1配備への対応)

第2条 議会事務局長（以下「事務局長」という。）は、市警戒本部の第1配備となったときは、情報を収集し、議長に報告する。

### (第2配備への対応)

第3条 議長は、市警戒本部の第2配備となったときは、副議長、総務常任委員会委員長及び副委員長を招集し、情報の収集及び把握並びに連絡活動ができる体制をとる。

### (災害対策会議の設置)

第4条 議長は、市対策本部が設置されたときは、古賀市議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

### (災害対策会議の設置場所)

第5条 対策会議の設置場所は、第1委員会室とする。ただし、第1委員会室が被災等により使用できないときは、この限りでない。

### (組織)

第6条 対策会議は、会長、副会長及び幹事（以下「会議役員」という。）をもって組織する。

2 会長は、議長をもって充て、対策会議の事務を総理し、会議役員を指揮監督し、及び対策会議を代表する。

3 副会長は、副議長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 幹事は、議会運営委員会及び各常任委員会の正副委員長をもって充て、会長の命を受けて対策会議の事務に従事する。

5 会長及び副会長ともに事故あるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、幹事の互選により会長の職務を代理するものを定める。

### (所掌事務)

第7条 対策会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否及び居場所の確認
- (2) 議員から提供された災害情報等の集約
- (3) 前号で集約した災害情報等の市対策本部への提供
- (4) 市対策本部からの災害情報等の集約及び議員への提供
- (5) 必要に応じ国、県、地元選出国會議員、関係団体等への要望活動

- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項  
(議員の役割)

第8条 議員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対策会議が設置されたときは、自らの安否及び居場所又は連絡先を対策会議に報告するものとする。
- (2) 必要に応じて被災地、避難所等において情報収集を行い、対策会議へ報告するものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項  
(議会事務局の役割)

第9条 議会事務局職員は、対策会議の事務に従事するものとし、議会事務局職員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、対策会議へ情報提供するものとする。
- (2) 対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(参集)

第10条 会長は、必要に応じて会議役員以外の議員の参集を求めることができる。

(災害対策会議の廃止)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、対策会議に諮り、これを廃止するものとする。

- (1) 市対策本部が廃止されたとき。
- (2) 定例会又は臨時会が開会されたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、所期の目的を達成したと認められるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## ○災害発生時の議員行動マニュアル

### 第1 目的

古賀市議会災害対応要綱（平成27年3月31日制定。以下「要綱」という。）に基づき、災害発生時における地域での議員の具体的な行動基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 行動基準

#### 1 災害発生時

- (1) 議員は、災害の発生を覚知した場合は、古賀市議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）の指示があるまでは、個人の判断に基づき行動する。
- (2) 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難する。

#### 2 初動体制（災害発生後およそ1日ないし2日目）

- (1) 議員は、対策会議に対し、議員自らの安否とその居場所及び連絡先、連絡手段を報告し、以後の連絡体制の確立と維持に努める。
- (2) 議員は、通信手段の断絶等により上記の連絡が不可能な場合は、むやみに移動せず自宅又は自宅付近の避難場所等にとどまり、対策会議からの連絡を待つものとする。

#### 3 応急体制（災害発生後およそ1週間以内）

- (1) 対策会議は、議員の安否等の確認ができない場合、適切な方法をもって状況の把握に努める。
- (2) 議員は、必要に応じて各地域における被災地及び避難場所等において自主防災組織等と連携し、情報収集を行い、対策会議に報告する。
- (3) 対策会議は、各議員からの情報を集約し、古賀市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）に必要な情報を提供する。
- (4) 議会事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報の収集に努めるとともに、対策会議に必要な情報を提供する。
- (5) 前各号に掲げる情報について、対策会議で集約し、各議員へ提供する。
- (6) 議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識した上で、避難所等の運営や被災地での復旧活動に積極的に協力するとともに、被災者の相談及び助言を行う。

#### 4 復旧体制（災害の発生後およそ1週間以降）

- (1) 対策会議の会長は、必要に応じて各地域で活動している議員を対策会議に招集し、市内の被災状況の把握に努める。
- (2) 議員は、必要に応じて避難所等の運営にかかわるとともに、他地域の避難所等の

議員と連絡体制を確立させ、情報交換を行う。

- (3) 対策会議は、被災地及び避難所等の実態把握を行うため、必要に応じて市内視察を行う。
- (4) 対策会議は、必要に応じて国、県、地元選出国會議員、関係団体等への要望、陳情、提言活動を実施する。

### 第3 行動時の留意事項

- (1) 災害発生直後は、家屋の倒壊や火災、道路等の寸断なども想定されるため、移動手段は原則徒歩又は自転車、バイク等を利用すること。
- (2) 服装は、防災服、ヘルメット、手袋など、災害対応活動に支障のない安全な服装とする。
- (3) 携行品は、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、防災マップなど必要な用具等を携帯する。また、個人用として食料、飲料水等も携帯して行動すること。
- (4) 災害を起因とした事故など人命にかかわる事象に遭遇した場合は、この行動マニュアルより優先して人命救助に当たること。その際、自らの安全確保を怠らないこと。
- (5) このマニュアルに定めるもののほか、必要な事項は対策会議で協議の上決定する。

古賀市議会災害時連絡網  
(H27.09現在)

